

総務文教常任委員会・産業建設常任
委員会連合審査会記録

令和5年4月7日

【開催日】 令和5年4月7日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時31分

【出席委員】

総務文教常任委員長	笹木慶之	総務文教常任副委員長	宮本政志
総務文教常任委員	伊場勇	総務文教常任委員	岡山明
総務文教常任委員	前田浩司		
産業建設常任委員長	藤岡修美	産業建設常任副委員長	中岡英二
産業建設常任委員	恒松恵子	産業建設常任委員	森山喜久
産業建設常任委員	矢田松夫		

【欠席委員】

総務文教常任委員	古豊和恵	産業建設常任委員	中島好人
産業建設常任委員	中村博行		

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

監理室長	井上岳宏	監理室副室長	藤岡富士雄
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	大学推進室主査	大坪政通
大学推進室主任	尼崎幸太	水道局副局長	伊藤清貴
水道局・総務課主幹兼企画調整班長	矢田創	水道局・総務課長兼総務班財政係長事務取扱い	岡秀昭

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	庶務調査係長	田中洋子
-------	-------	--------	------

【審査内容】

1 要望書（入札制度の改正等を要望）

午後1時30分 開会

笹木慶之委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会・産業建設常任委員会の連合審査会を開催いたします。実は、今日総務文教常任委員会

がございまして、私が委員長をやるということで決まりましたので、大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。審査に入りますが、まず委員会欠席のお知らせをしておきます。中村副議長は公務のため、それから古豊委員、中島委員は所用のため欠席ということになっております。御了解いただきたいと思っております。それでは、執行部にお集まりいただきましたので説明いただきたいと思っておりますが、まず資料の提出がございまして、その辺から説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

井上監理室長 それでは本日、お配りしております資料について簡単に御説明をさせていただきます。3枚ございまして、最初の2枚裏表と、3ページになっておりますけど、これは、平成17年合併から令和4年度までの本市の等級区分の経緯についてということで、土木一式工事が1ページ、2ページが建築一式工事、3ページが管工事ということで、等級区分を定めておりますものについての経緯を集計したものでございます。それから、もう1枚、3枚目のものにつきましては、御要望のございました令和3・4年度の建設工事の入札参加者格付表の土木工事Aランクにつきまして、総合点数を900点から920点に、また、年間平均完工高の基準を1億円から1億5,000万円に改正した場合のシミュレーションの結果について作成したものでございます。今のものにつきましては、完工高順に並べております。企業情報などもある可能性もありますので、業者名は消させていただいております。それから、ここにありますとおり、客観点数、等級区分条件の許可区分、年間平均完工高につきましては、備考欄のほうにも書いてございますが、客観点数と、これは総合評定値ですけれども、それと年間平均完工高につきましては、令和3年5月時点で最新の経営審査結果であって、これは国交省の外郭団体が公表しておりますデータですので、数字を載せておりますが、総合点数は、市が作成したもので、いろいろな会社の情報、例えば従業員数なども含めての点数で、計算式をお示ししておりますけれども、点数は公表しておりませんので、アスタリスクとしております。これでいきま

すと、総合点数は出していないですけれども、こちらにつきましては、920点を下回るところはありませんでした。全社920点を上回っております。完工高につきましては、今そちらにお示ししておりますとおり、この表は、一応完工高で並び替えをしておりますけれども、下位2社が1億5,000万円未満であるという結果になっております。

笹木慶之委員長 説明以上ですね。このことについて、御質問や御意見はございませんでしょうか。

前田浩司委員 特に質問ではないのですが、この度、陳情者の方からの要望もありまして900点を改めて920点、及び平均完成工事高については、1億円を1億5,000万円ということで、シミュレーションしていただいた資料、大変ありがとうございます。見る中では、920点以下の企業はいないということと、金額につきましては、9社中2社が1億5,000万円以下という状況もしっかりシミュレーションしていただいたおかげで、一応理解することができましたので、この辺も参考資料として、どうするかということで、この委員会の中で詰めていこうと思っております。まずは資料提供ありがとうございました。

中岡英二委員 1ページ目の総合点数のところと完成工事高、これまず総合点数が平成19年・20年度、1,000点以上から平成21年・22年度に900点以上に下げられた理由というのは、この改正理由が「より一層の公平、公正、競争性を図り、本市の財政状況に資するため」と書いてありますが、具体的に教えていただけますか。

井上監理室長 改正理由をお知りになりたいと委員会でおっしゃられたので加えました。これは当時の改正のときの起案文書に改正理由として書かれたものでございまして、大変申し訳ないのですが、これしか記載がなく分からないですけど、具体的にきちんと書かれているのは、2ページと3ページ、土木ではないんですが、2ページの建築一式工事の平

平成25年・26年度のところについては、従来のこれでいきますと、平成23・24年度ですね、Aランク800点、Bランク700点以上、Cランク699点以下で完成工事高、1.2億円以上、0.6億円以上でCは条件なしというこの区分けで基準では書いてありますけれども、入札に適正な事業者数を確保しないためということで、実際にシミュレーションされたら、著しく少ないところが出てしまったということで、基準をこれに改正した結果、参考の業者数でございますけれども、平成23・24年度は、建築Aランク5社、Bランク6社、Cランク18社だったのが、見直しをしたところで、Aが7社、Bが5社、Cが15社ということで、若干、前年度とあまり変わらない数字になったという記載があって、これで改正をしたということでございます。同様に、管工事につきましても、理由が書いてあるところについては、こういうところから見ますと、今の土木一式工事のところも、平成17・18年度から平成19・20年度のところですね。950点から1,000点、Aだけちょっと上げて、その代わりに、完工高を2億5,000万円から1億円にしたところは、平成17・18年度は8社しかいなかった。下げたら10社になったというところで、これははっきり分からないのですけれども、従来のこの区分の基準でいきますと、きつともっと割り込んでいたのではなかろうかと想像できます。同じように平成19・20年度から平成21・22年度に見直し、Aランクは1,000点から900点、Bランクが850点から750点、Cランクが700点から550点、Dランクが699点から549点で、完工高は変わりませんから、そのときに同じように、平成19年から22年度が、Aランク10社が10社、それからBランクが14社から15社、Cランクが24社から20社、Dランクが44社から30社ということになりましたので、それまでの基準だったら、数が少なくなるということがあって調整をしたのではないかと推測されます。当時の方で、私が連絡を取れる方に何人かにお伺いしたところ、はっきりは覚えてないけれども、やはり競争のことを考えて、数を確保するのが目的だったような覚えがあるということでございました。

笹木慶之委員長 ただいまの本市の等級区分の決め方の経緯について説明ございましたが、よろしいですか。

岡山明委員 今回の件ですけど、1ページですが、総合点数が逆に、平成17・18年度、950点から平成19・20年度は1,000点に上がっていますよね。完工高が2億5,000万円から1億円と、もう半分以下に下がって、今、8社から10社になったという話を聞きました。土木一式の総合点数自体は、上げたという状況の中でも、会社自体は二つ増えたということですよ。ただ、その金額と総合点数を見た限り、何か整合性がどうかと私は思ったのです。点数は増やしたと、完工高を半分以下に下げたと。どうも合ないような気がするので、その辺はどう考えられますか。

井上監理室長 当時は、私はこの採点というか、審査には全然関わらない立場でしたので分かりませんが、いろいろな可能性はあると思います。経営審査の客観点数の計算の仕方が変わった可能性もあるかもしれませんが、本市の総合点数のつけ方が変わった可能性もあるかもしれませんが、そこにつきましては把握しておりませんし、検討しておりません。申し訳ございません。

矢田松夫委員 お尋ねしますが、この総合点数は、ずっとそんなに変わらないのですが、完成工事高で見ますと、ずっと金額を下げた結果、例えばAランクで見ると、管工事が9社とか建築8社とか次は12社とかありますが、そういう入札に参加しやすい状況が生まれたのか、どうなのかです。ね。

井上監理室長 建築一式工事と、土木一式工事のAランクは、まず、特定建設業の許可を持っておられる会社でないと幾ら総合点数が基準を超えていても、あるいは平均完工高を超えていても、Aランクには上がれないと

いうルールがございます。これはやはり大きな工事になりますと、やっぱり下請への発注が増えてまいりますので、特定建設業の許可を持たないと、自前で全部されれば別なのですけれども、どうしてもやっぱり下請を一定の数を使わないと工事できなくなりますので、そういうところがございます。逆に特定建設業の許可を持っておられても、完成工事高や総合点数が低いので、Bランク、Cランクになっておられる会社も当然でございます。入札がしやすかった、しにくかったというところは答えにくいのですが、一定の入札に参加できる業者数というのはこれで数が整っていると思っております。

岡山明委員 もう一つ確認したいんですけど、改正理由です。現在、物価高という大きな要因があると思うんですけど、令和3年度・4年度に新型コロナウイルスとウクライナの紛争の関係で物価高というのは、前回、前々回の委員会の中でそういう話をされました。例えば、出来高は、大体3割ぐらい上がったという説明がありました。物価高の状況の中で、前回の見直しのときに、今見る限りはどこも反映してないんですけど、物価高に対しての影響の見直しはかけられなかったんでしょうか。

井上監理室長 令和3年度・4年度に関しましては、そういう物価高がまだ影響する前です。令和元年・2年度の完工高を見て、令和3・4年度を決めますので、そこは反映されなかったと思います。今回につきましては、議員御指摘のところというのはあるかもしれませんが、まだ、申請されたものを審査途中でございまして、その辺りの詳細はまだよくつかんでおりません。

岡山明委員 今の分は令和元年・2年度で、そういう影響がなかったということで、令和3年・4年度は影響が出てきたと。もう物価高で完工費も当然上がってきて、今回見直しをかけるということで、考慮される部分があるという考え方でよろしいですかね。

井上監理室長 変更材料の一つにはなる可能性はあると思いますが、それをもって必ず見直しをするということは申し上げられません。

笹木慶之委員長 提出資料に関する質問は以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、次に進めたいと思います。それでは、要望書に沿った審議をしたいと思います。前回のいろんな議論の続きになりますが、私のほうでもう進行していいですね。そうしないと進みませんから。まず1点目は、土木一式工事、それから水道工事の予定価格が3,500万円を超える入札については、全て特別簡易型総合評価競争入札としてほしいという要望書についての対応でございます。これまでの説明では、増やしていけたら、あるいは見直していけたらという考えがありますということをおっしゃっております。次の段階として、それではどのように見直すのか。そういった議論をやはりどうしてもしなくてはならないということになるわけですが、その辺りについては、執行部についてはどのようにお考えでしょうか。

井上監理室長 本市の現状を少し申し上げますと、土木一式工事につきまして、平成28年から令和4年までの7年間を調べましたら、土木一式工事A等級、発注実績が延べ39件、年平均5.7件ぐらいになります。これまでは、この平均で年1本ということで、単純計算すれば、5.7分の1、約18%を総合評価型で発注をしてまいりました。このぐらいしかまだ出してなかったというところでございます。正式にはどうするかというのは、当然、市の組織で決めなければなりません。監理室の当面の見直し方針といたしましては、年1本という縛りはもう外していかざるを得ないと考えております。具体的といいますか、新たな数値目標になるかどうか分かりませんが、18%よりは絶対超えなきゃいけないというところで、まずは、2割は絶対越えるようにしていくように、今後話を進めてまとめてまいりたいと考えております。根拠といたしましては、先ほど言いました、今までよりは増やすという中で、年間A等級5本ぐらい、5件の発注であれば1本なんですけれども、6件以上あれば

2本目が出せるという中で、できるだけ増やしていくという御要望に沿った形です。いきなり全部というのは、なかなかこちらのほうも体制が整いませんし、時間も掛かり調整等もありますので、徐々に増やしていく中で、まずは1本というのは撤廃してまいりたいと考えております。あわせて、従来からの回答どおり、土木一式の他の等級あるいは他の業種でも適用できないかというのは、他市の状況を比べながら、引き続き検討させていただきます。

伊場勇委員 今の御回答の中で、1本の縛りをなくして、2割を超えるようにということで、6件あれば、2件以上。その中で、全部は難しいとおっしゃいました。体制が整わないと言われましたが、どういう体制が整わないのか、その辺を詳しく教えてほしいんです。

井上監理室長 総合評価方式でありますと、ある程度企業の技術的評価などを評価するところがございますので、今までは、下水道工事の推進工事で、過去8年間に山陽小野田市で実績があるということで発注してまいりましたので、どこの企業がどういう実績を持っておられる、どこの企業の技術士に実績があるかというのは、ある程度、把握しておりましたが、今度、新たに別の土木一式でもいろんな工種がございます。道路、川ですね。それがあの中で、果たして例えばそれで出したときに、市内の業者さんの実績がどのくらいあるのか。どのくらい技術者の中に実績があるのかというところは、ある程度こちらも把握をしておかないと、出したけれども、そこに該当するところが1社もなくて、結果的にその評価、皆さんゼロだったとか、そういう可能性もあるかもしれません。そういう中で、準備というのは、この年どういう工種があって、どういう工事があってというのがあれば、金額にもよりますけれども、あらかじめ調べるというのがありますし、私どもも準備もございます。ほかにはちょっとまだ検討事項もあるかもしれませんが、御質問に対して、私が思いついたところはそういうところでございます。

伊場勇委員 それは監理室サイドの作業の話ですよ。もう一つは、企業側に対してやっぱり準備する期間とか、猶予期間を与えることも必要じゃないのかなと思うんですが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

井上監理室長 はっきりは分からないんですけども、これまで、やっぱり土木一式の下水道工事に特化して、総合評価を発注してまいりましたので、業者のほうも、下水道工事の推進工事の実績のある技術者を温存といいますか、この総合評価のときには、この方を配置しようというのをある程度考えておられたんじゃないかと思うんですよ。ですが、今度、今申しましたように、新たな工種になりますと、せっかくそれに見合う、例えば、道路工事の実績がある1級を持つ監理技術者がいらっしゃったにもかかわらず、他の現場に就かれておったので、こちらの総合評価の工事に配置できないということで、点数が取れなくなったとかというのは確かにあるかもしれません。その辺は市が検討する話ではないのかもしれませんが、業者の立場からすると、そういうのが検討材料というのはあるかもしれません。

伊場勇委員 それを増やしていきたいと。増やしていくのはいつからですか。

井上監理室長 もう令和5年度に入りましたので、今年度、各課がAランクをどのぐらい発注するかというのは、まだ集計しておりませんし、はっきり把握しておりませんけれども、その中で、出せるものは、今年度からやっていきたいということで、話を進めてまいりたいと考えております。

笹木慶之委員長 ほかによろしいですか。いつからかというのは大きな焦点だと思いますが、今、一部について、令和5年度から検討するということだから、それでいいでしょうか。(発言する者あり)それともう1点は、水道設備の関係というのはどうでしょうか。

伊藤水道局副局長 水道につきましては、令和3年度から試行的に1件、令和4年度に1件、それからこの令和5年度に1件ほどやる予定にしております。一応、令和4年度の3,500万円以上の実績を見ますと、3本ほどあります。ただ、水道事業の場合、例えば、水道管の口径が小さいものであったとしても、延長が長くなれば、それだけの費用がやはりかかります。ですから、それほど難しくない工事であったとしても、高額な費用ということになります。ですから、あくまでもその金額だけのベースで、これを総合評価方式にするのが難しい面があるのではないかと考えております。一応、水道施設の場合でも、特殊工法する場合には、これに該当するのではなかろうかというところで、令和4年度につきましては、先ほど井上室長も言われましたが、水道局も推進工法をする工事がありましたので、これにつきましては、総合評価方式ということで工事をしております。水道の場合は、なかなかこういう工事が多く発生するわけではありませんので。まだ、令和3年度から試行的に始めたばかりですので、もうしばらくこのような形を続けて、そして、該当するようなものがあれば、やっていくという体制でやっていきたいと考えております。

笹木慶之委員長 水道について、今のような答弁ですが、委員の皆さんどうでしょうか。いかがでしょうか。御意見ございましたら。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）一応そういう方向性ということで確認しておきたいと思います。それでは、この件についてはこれでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）次に参ります。建設工事競争入札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている令和2年・3年度平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更してほしい。あわせて、格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上に変更してほしいという要望の件でございます。この件につきましては、今までの市の説明を確認のために一応言っておきましょうかね。500万円以上の工事であれば、7社以上を指名することとなっている。したがって

解釈としましては、各ランクとも最低7社は必要だと。この7社を割るようなことであれば、ボーダーラインは下げなければいけないかなという意見が出されております。それからもう一つは、工事の発注量ということで、限られた予算の中で発注しておるということ、その辺も踏まえて、あまりにも業者が増えた場合に、発注できない場合や、業者数に見合うほどの発注ができない場合に課題となる可能性は、ボーダーラインの改正の考えになる可能性もあると。非常に遠回しな分かりにくい表現になってはいますが、内容的にはそういうことですね。それから3点目として、ある委員が言われたけれども、本当にフェアにということであるならば、ある程度周知期間、それをいつからこういうふうに変えるか。それから、業者変更等々の努力というのもあっていいのかなということも言うておられます。そこで、論点整理させてもらいますが、まず1点目に、500万円以上の工事の7社以上は、なぜその7社必要なのかというその理由でございます。まず1点目、それをお聞かせください。

井上監理室長 指名基準の話で、100万円未満が3社以上、100万円以上500万円未満が5社以上、そして500万円以上が7社以上という基準がございます。なぜ7社なのか。絶対なのかと言われますと、これは国、県の基準ではございません。山陽小野田市のローカルルールでございますので、何か法律などに書かれているものではございません。7社に決めた理由というの、先輩に伺ったんですが、7の根拠はよく分からないと。ですが、1番少ない3社の根拠は、やっぱり入札をする中で、必ず2社いなければ入札になりません。山陽小野田市におきましては、1社入札はしておりません。ですから、2社でお呼びして、1社が辞退あるいは入札に来られなかった場合には入札が不調になる。そういう中で、3社であれば、流れる可能性も少ない。また、2社であれば談合も助長しやすいという中で、最低3社というところで、3、5、7という切りのよい数字になったのではないかとということでもございました。物品の調達の方も、かつては同じように、3社、5社、7社だったんですけども、これは、ある業種において市内業者が7社そろわなくなった。

市外業者を多く入札に入れなければならなくなったということで、何年前か前に見直したという事例があるというのも聞いております。そういうところで、7社というのは、必要十分条件ではございません。

前田浩司委員 これまでの答弁の中で、マスト7社という数字が出ておりましたので、今回資料請求をさせていただいた次第です。今日、頂いた土木一式についても、要望者からの条件でいくと、9社が7社に変わるといふことにはなるんですけれども、今の話でいきますと、1社であると、まず辞退することが想定されますと、2社であれば、やっぱり辞退することもあるということで、3社以上あればいいのかなと私は理解しておるんですけれども、実際のところ、前回の答弁とこの辺に食い違いがあることについては、疑問を感じてるんですけれども、要望者の方にしっかりと回答する上で、いま一度、前回、7社以上とおっしゃられた背景についてお伺いをいたします。

井上監理室長 先ほど7社の基準はないと申しましたが、現在、国、県では、一般競争入札を推進しております。山陽小野田市にはまだ入れておりませんが、入れなさいというその方針の根拠としましては、参加できる業者数を増やしてしっかり競争してくださいと。仮に、条件付一般競争入札、例えば地域性とかを入れて、ランクとか条件をつけて入札をするにしても、これおおむね私が行った研修では、20社以上が望ましいと言っておられます。私の調べた中では、最低7社というのも県内では多分一番少ないところではないかなと思います。その中で、よそと比べれば、7社以上というのも少ないかもしれませんが、少なくとも今この時代で減らすということは、流れではないかなと思っております。

岡山明委員 今のお話ですけど、減らすという話が、減らさない方向で進むということで、今回頂いた資料の中で、土木工事Aランクの完工高順で書いてありますけど、ここで、総合得点は全部920点を超えとるという状況の中で、年間の平均完工高が1億5,000万円にすると、9社の

うち2社が1億5,000万円以下という状況になっていますね。このシミュレーションの中で。そうすると今話をされると、7社以上のほうが好ましいという話の中で、こういう要望書の中に入ってくると、逆に2社減という状況の可能性としてはなきにしもあらずという状況になっていますから、その辺は今言われている状況と要望書と違ってきます。その辺はどう考えるかお聞きしたいです。

井上監理室長 要望書で出されておられます完工高1億5,000万円というのは、小野田商工会議所建設部会の方が考えられて作られた金額ですので、市からすると、この1億5,000万円というところには何の根拠もない状況でございます。ですので、1億5,000万円が正しいかどうかと言われても、私どもはその920点を出された根拠というものの、どういう計算のもとで出されたかというのが分かりかねますので、そこはお答えできません。

岡山明委員 そうすると、この今回頂いた資料の中で、過去、平成17・18年度の状況で完工高、昔の話だから分からないでしょうけど、平成17・18年度、平成19・20年度でこの差が2億5,000万円から1億円ですよ。半分以下ですよ。あまりにも大きいという話で、今回どう考えても落差が大き過ぎると思っているんですよ。今回の要望書で、1億円から1億5,000万円とあるけど、それ以上の価格を市として変えているという実績もあるから、その辺は要望書と市の金額的な差が大きいんですけど、その辺は要望書に沿った形も考えられるという。市のほうが大き過ぎるんですけどね、逆に。今回の要望に関しては、考えられる金額かな。その辺の考え方どうですかね。

井上監理室長 先ほども申しましたが、1億円を1億5,000万円にするか、あるいは2億円でも悪くはないかもしれませんよね、その数があれば。そういうのは、ちょっと仮定の話で、いいとか悪いとかというのは、申し上げられないと思います。先ほどありました平成17・18年度が2

億5,000万円から平成19・20年度が1億円に落ちた辺りの歴史的背景を考えると、ちょうど合併してすぐで、あのころは多分、公共工事を抑制していた時代ではなかったかなと。財政再建をするということで発注を止めていたんですね。ですから、業者のほうも仕事がなかったんじゃないかと。そのときちょうど私も都市計画課におりましたけれども、そういう時期で、工事発注できないから、あるいは修繕費がないから、自分たちで草刈りに行くとか、土手の修繕に行っていた時期がありましたので、きっとそういう影響が顕著に出て、皆さんの完成工事高が上がらなかったのではないかなと。それから政権もこの辺りに替わって、公共工事を抑制された時期も大体この辺り、たしか平成21年が地震ですから、その前の頃というのは、そういう政治的な背景もある中で、公共工事全体が抑制された時期なので、完工高が上がらなかったのではないかなというのは、これは想像ですが、そういう時代ではなかったかなと思います。

森山喜久委員 今日頂いた資料の令和3年度の建設工事入札参加者格付表のシミュレーションであれば、9社が7社になるという見込みということで、要望に即した形では7社になる見込みであろうという仮定にありますが、この1億円以上から1億5,000万円以上に変更、900点から920点以上に変更という部分は、これでは可能という理解でよろしいでしょうか。再度確認です。

井上監理室長 先ほど申しましたけれども、改正するにも、やっぱり私どももなぜこれにしたかという数字の根拠が要ります。920点の1億5,000万円というのは、監理室で考える限りでは根拠が見当たりません。だから1,000点でもいいかもしれませんし、先ほど言いましたけれども、920点にかかるものはありませんでした。会社数を減らすことが目的ならそうかもしれませんし、先ほど国の方針のとおり、AとBとCの人数のバランスを考えなきゃいけませんけれども、できるだけ競争を増やすということであれば、特段変える必要もないです。少なくとも、

今、岡山委員もおっしゃったように、物価が上がったことによって工事高、工事費、もう契約高も多分上がっているの、きっと完工高も下がることはないと思われまますので、下げることはないかなと。ただ、上げるかどうか、その辺につきましては、何とも言えませぬ。何もやっていないですから。

笹木慶之委員長 今のような、執行部の答弁ですが、それならば、いつなら判断できますか。

井上監理室長 今、新規といいますか、令和5年度・6年度の入札参加登録申請を業者に出していただいて、細やかな審査をして、おおかた終わって表を作ったところです。それと同時に、御存じのとおり、年度初めは各種業務委託であるとか、いろいろな入札がありまして、それこそ私ら管理職も土日出勤して仕事をしなければならぬぐらいになりますので、それが一つ落ち着かないと、次のことって――中途半端にやって間違えると、業者に対してもおわびしても全然足りないぐらいのことになりますので、慎重に、間違いなくやらなければいけませんので、それが一通り落ち着いてから、とは言いながらも、6月1日が基準日で、それまでにはきちんと結論を出して皆さんにお伝えしなければならぬので、その間で当然、決裁といいますか、中での調整はしたいと考えております。

宮本政志副委員長 室長にお聞きしたいんですけどね。最初の資料恵与のこの資料の質疑に対するからずっと、思いついたとか、かもしれないとか、想像しますとか、何か室長の個人的な解釈を答弁でされているのかなとずっと受け取められるんです。監理室を代表されて、もっと言えば、この場に、議会の委員会ですから、藤田市長の代弁として、市の方針を答弁していると思うんですけど、その辺りというのは個人的な解釈じゃないですよ。

井上監理室長 すみませぬ。できるだけ丁寧な答弁をということでお答えをし

ようと思って、今許可をもらっている回答まででさせていただきます。
申し訳ありませんでした。

宮本政志副委員長　それと、先ほどこの1億5,000万円という数字と920点という数字に根拠がないとおっしゃいましたよね。でも、担当課としたら、例えば1億円以上から例えば500万単位か1,000万円で上げていってシミュレーションを立てる。900点から、もしかしたら5点ずつなんか10点ずつなんか分からないけど、シミュレーションを立てていく。そして、そのシミュレーションを幾つも立てていくうちに、これはこういうデメリットが出てくるな、いや、ここはメリットが出てくるような、そうするとこの辺りの点数というのは、もしかしたら改定できる点数じゃないのか、金額じゃないのか。あるいはシミュレーションしたけど、いや、この1億円とか900点というのが、もうこれは妥当なんだというのが今度は根拠になるんですよね。だから、担当課としたら、こういう要望が上がってきたときに、要望書の数字の根拠がないとか根拠が分かりませんという答弁はおかしいと思う。逆に、こういった要望書の内容に対して、担当課としていろんなシミュレーションをする、それが根拠なんですよ。だから、その担当課の根拠を持って、すぐには回答できないとしても、今後この要望書に関してはね、はい、これで終わりますということではないので。今回はなかなかこの要望書の回答が、この要望者に対してそぐわないかもしれないけども、でも、議会として必要であれば、やはりこういったところは、委員会も継続的に開催してかないといけませんのでね。ですから、この要望者の数字に対して根拠がないというんじゃなくて、担当課として、やはりシミュレーションという根拠を担当課としては努力していただきたいと思いますが、その辺りはどうでしょう。

井上監理室長　大変失礼いたしました。私どもも当然、シミュレーションはいたします。その結果が、1億5,000万円の920点になる可能性はあるかもしれません。それは、当然私どもが根拠を持って、その数字に

なったからということで、答弁もできる数字になると思います。ただ、まず1億5,000万円の920点ありきでは議論できないということはお理解いただきたいと思います。そこが申し上げたかったところでございます。ちょっとその間、失礼なことを申し上げたことがあって、申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま発言の訂正があって、新たな答弁ございましたが、それで了解してください。この点はほかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければちょっとここで休憩したいと思います。2時半まで休憩させてもらいます。

午後2時21分 休憩

午後2時30分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を閉じて審査会を再開いたします。1番目、2番目の要望については一応終わったということですが、後ほどまたあれば質問してください。3番目にまいります。3点目ですが、土木・建築・管工事格付ごとに、工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は、格付を下げるなどのペナルティを設定する。正当な理由はなく、工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とするという要望でございます。以前に、行政法の罰則であるとか、あるいは、それに関係するような説明がございましたが、それから併せて、既に現場の監督といったものもかなりの確にするという説明があったように記憶しておりますが、再度、もう一度この辺りを確認したいと思います。この点について、委員からの質問はございませんでしょうか。

伊場勇委員 前回の委員会で、建設業法は行政法であって、処罰法ではござい

ませんという答弁を頂いたんですけれども、例えば建設業法の中にも、そういう違反があれば、その者に対して1年以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命ずることができると思います。第8章の罰則第45条から第55条の間で明文化されておりますが、処罰法というのは、これに当たるんじゃないでしょうか。処罰法がないといったことが理解できないので。そのことについてお考えをお聞かせください。

井上監理室長 私の説明で、言葉足らずなところがあったかもしれません。申し訳ございません。処罰がないと申したつもりはありません。建設業法にも処罰あります。ただ、処罰法と行政法の違いについては、申し上げたつもりです。処罰法というのは一般的に罰するのが目的につくられた法律、刑法とかですね、何々をすれば違反という。それに対して、行政法というのは、国とか私たち地方公共団体が、行政をするために必要な細かなルールづくりをするとか、あるいは行政と私人の権利義務、または行政機関同士の権利義務を調整するのが目的の法律だと思っております。なので、当然、行きつくところは、先ほど委員がおっしゃられたように、処分というのがありますが、建設業法の法令遵守ガイドラインによると、建設業法違反に対する主な処分としましては、まず、違反の行為によっても違いますが、まず助言指導というのがあり、それから、それが行政指導といいますけれども、そのあと指示でいけば営業停止、許可取消し、場合によっては、懲役とか罰金とかも当然含まれていて、そういうふうに重たくなっていきますけれども、まずは指導があるので、きちんと指導して、言うことを聞かせるのが、行政法ではないかなと思います。ガイドラインには、これら実際の処分に当たっては、社会的影響の程度や情状等総合的に勘案して、しっかり使いなさいよというものも書かれております。決して処分がないという意味で申し上げたことではないので、その辺は御理解ください。

伊場勇委員 今の説明ですと分かりますし、本市でも、その指名停止等の措置要綱というのがありますよね。それが入札した工事についての過失があ

った場合のペナルティと理解していいんですよね。

井上監理室長 建設業法だけではなくて、例えば工期とかであればそれは、工事請負契約ですので、契約となりますと、多分、関係法令とすれば民法ではないかなと思います。工事請負契約であれば、発注者と受注者が契約を交わすときには必ず後ろに公共工事請負契約約款という約款を付けます。約款というのは、皆さんも御存じかもしれませんが、自動車の保険などかけるときに契約のしおりとか一緒に付いてくるものと同じものですが、細かな約定がついております。その中に、契約に関する様々な条項が定められておりますので、例えば、工期のことについては、発注者、受注者双方に契約の解除権がございます、契約の解除ができる条項というのも種類もそれから条件も幾つかありますので、その中には当然、契約ですから、解除した後に、違約金の条項もありますし、損害賠償請求できるという条項もございますので、一概に建設業法だけではございませんが、そういう関係法令に沿って進めていくこととなります。

伊場勇委員 例えば、この要望の中には、「正当な理由がなく、工期を遅延した業者に対してのペナルティ」ということは、契約違反に当たるということで、例えばその指名停止が2週間以上4か月以内とか、そういうところもちゃんと本市では定めているという解釈でいいんですよね。

井上監理室長 そうですね。ただ、一般的な契約の解除、発注者の解除権のほうにも、今ありました工期の延伸とかにつきましても、いきなり処分という話にはならないと解釈しております。一般的には、当然、催告して、何月何日までに工事に着工してくださいと。それができなければ、契約を解除しますよというのを出さなければならないと、私は解釈して、契約の中に書いてありました。ですので、それをやる前には、それは最終の一步手前ですので、その前には口頭で早くかかりなさいというのがありますし、それでもかからなければ、指示表等で予定どおりやっていないけど、どうするの。きちんと新しいものを出しなさいという指導は必

要だと思っております。

伊場勇委員 分かりました。続きで、この要望の中にある丸投げという表現されておりますが、詳しくは一括下請負の禁止についてだと思えます。その実態把握については、市はどのように把握しているのか確認させていただきます。

井上監理室長 こちらにつきましては、今日は建設部の技術職のトップである建設部次長が、今日お休みをいただいておりますので、そちらが本来答えるべきではないかなと思えますけど、昨年、伊場委員の一般質問の中でも、いろいろその点の御指摘を頂いた中で、私どもも反省するところといたしますか、指導するところがありまして、まずは市が発注する建設工事において、技術者の配置をきちんと確認してくださいという文章を監理室長名で出しました。内容としましては、要は、現場に現場代理人などがきちんとついて、その方主導で現場がきちんと運営されていることは確認してくださいというお願いです。もっと具体的に各課の課長がやっておるのは、例えば、下請業者がいろんな書類を窓口の担当に持ってくるようなことがあれば、それはいけないと。ちゃんと元請のやる仕事と下請のやる仕事がありますということで、決して下請と直接話をしはいけないということは注意をさせていただいております。あるいは、検査のときにも、元請にはきちんと主任技術者がいらっしゃって、その方が技術的な管理をしておられますので、資料等についてきちんと説明するように、下請からの説明は聞かないようにということにしております。そういうところで、決定しております。本年度はそういうところできちんと丸投げ、一括下請けが疑われるような行為がないようにということで、注意喚起の指導をしたところでございます。

伊場勇委員 注意喚起は必要だと思います。実際、発注者側の責任として、管理体制等々を現場に行ってみるとか、業者との信頼関係もおありだと思うので、抜き打ちとかいうのはなかなか難しいのかもしれませんが、要

望者は、この委員会で、そういった丸投げが、一括下請負が実際あるとおっしゃったわけですね。だから、この要望書が出てきて、実際に発言をされました。どうするかという話なんですよ。注意喚起をしましたと。プラスアルファ何か必要になるのかなと思うんですが、その辺のお考えは何かありますか。

井上監理室長 一括下請の禁止というところでのお話であれば、これも監理室の話ですので、ここで出すと市全体の話ではないと怒られるかもしれませんが、指導といいますか、市職員に対する考え方の対応ということであれば、今考えておりますのはパトロールです。やっぱり抜き打ちのパトロールもしなければならぬ。私どもも含めてですね。ほかに建設業法というのは、一括下請の禁止以外でも、建設業法にはやってはいけないこともありますし、一括下請の考え方、取り合いにもはっきり言って、私どももそれから業者のほうも曖昧に捉えておられるところもあると思います。具体的に言えば、一括下請の禁止という、国交省が作られたガイドラインでは、一括下請に該当するものと言ったら、請負内容が一部分であっても、それが工事の主たる部分であれば、それは一括下請に該当します、というのはあると思います。これは主たるものと、私どもが捉えておりますのは、例えば、総合施工計画書作成であるとか施工管理ですね。大事な部分を下請に任せてはいけないと。当然だと思います。この辺りについて、きちんとできているかどうか、書類は間違いなく元請の技術者の名前が書かれております。体裁はきちんとできておりますから、検査の段階では分かりません。しかし、話をしている中で、やっぱり自分が作った資料の中身がよく分からないと言われる、書類検査のときに受け答えができないという例がありましたので、令和5年度からは、完成検査、書類検査のときには下請の同席は認めないなどということ徹底していこうかなと。要は、元請の現場代理人と主任技術者がきちんと作っておられるはずだから、その方々のみ出でいただいて答弁していただくとかですね。その辺りできると思いますので、そういうところで、しっかり徹底していきたいと考えております。今言えるのはそこ

まででございます。

笹木慶之委員長 私のほうで確認をしますが、これ前々回の審査会の中で、この件を尋ねたんですが、以前は別として、令和4年度は全くございませんという答弁。それから、今後については、口頭ではなしに、場合によっては文書をもって指導するということを言われましたが、それは後戻りありませんね。

井上監理室長 おっしゃるとおりでございます。さっきの工期の件ですけれども、口頭だけではなく、きちんと文書で指導しないことには、評価点、工事成績の評価も下げることにはできませんので、きちんと文書で、それでもできなければ、先ほどの申しました催告のような形でやりましょうというのは、もう一度、話し合って徹底をしていこうと決めようと思っています。

宮本政志副委員長 まとめを聞くと、正当な理由がなくて、この工期を遅延した業者とは、正当な理由もないのに遅延したら、民間だろうと公共工事だろうと責任がありますよね。丸投げというのは、さっき言われた一括下請はどういったことが該当するかという資料を実は持っているんですけど、これもそれは法令で定まっているなら違反ですよ。それとこの手抜きというの、どこまでどれをもってどうなのかってなかなか難しいんですけど、要はこういったことに関して、しっかり業者に守ってくださいということも通知するし、そして、それを防ぐために、市としたら抜き打ちで調査をするのか、どういう調査をするのか分かりませんが、あるいはその正当な理由というの、ただテンプレでね、適当に嘘の正当な理由を書いて、こういう理由なら正当な理由ですね、ではなくて、本当にその理由で遅延したのかとかなど、そういう確認も徹底されると。それにもかかわらず、今出たようなことに違反があれば、しっかり行政として対応していくと。この3点を今、確認できたなと思うんですけど、その辺りというのは、今の3点、確認できたってことでよろし

いですか。

井上監理室長 ありがとうございます。この委員会などもあって、私どもも三十何年、土木技術職として生きてまいりましたけど、知らないことが多かったなど、やっぱり反省をしているところでございます。これ法律が深くて理解がなかなかできないところもあるんですけども、今後も、しっかり勉強します。まず、絶対にやってはいけないのは、特定の業者だけを指導することで、これは絶対にまずいと思います。やるのであれば、やっぱり同じように、全ての業者さんに対して、同じことを言わなければいけない。そのためにもやっぱりもっともっと勉強して、行政法でもほかにもいっぱい疑問になっている。これはいいのかなというところもありますので、それも含めて、少し時間がかかりますけれども、本当にしっかり徹底していきたいと思います。本当に今日はありがとうございました。

笹木慶之委員長 この項目3番目の項目についてはほかには御意見ございませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、4番目に参ります。山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表するという要望出ておりますが、これに対して、再度、どのようなお考えかお尋ねをします。実態を含めてですね。

大谷大学推進室長 以前の委員会におきましても、御回答させていただきましたが、まず山口東京理科大学につきましては、公立大学法人山陽野田市立山口東京理科大学ということで、市とは別法人ということでございまして、大学の運営等につきましては、法人のほうでしっかりしていただくということでございますが、市が設置した公立大学でございますので、市の施策等については準じたものにとすることは、いろいろお話する中ではお伝えをしているところでございます。当該プロポーザルの方針につきましても、当初発表された中につきましても、市に準じていないと

ということが散見されておりました、市では、この要望書とは逆に、現在も候補者となった業者名は表しておりますが、市のほうは、それ以降、選定されなかった業者についてはA社、B社という形で、業者名を伏せて出しておるということでございます。逆に、山口東京理科大学のほうは全て業者名を出しておったということございまして、ただ、昨今いろいろとこの問題の前ぐらいでございますが、市に準じた形になっておりました、業者名を伏せるという形で出しておると。これが逆に市に準じた形ということございまして、ただ、これにつきましては、現在いろいろとほかの公立大学がございまして、その辺もいろいろと研究をされておるようでございますので、原則、このプロポーザルにせよ、しっかりと公平公正に行われて、業者が選定されておるということが、市民の方等にはっきり分かるということが必要だと思いますので、その辺も踏まえて、どのように公表していけばよいかということ、今大学のほうでも検討されておるとお聞きをしております。私どもも、議会であれば、今こういったことをお伝えして、こういったことで議論されておるといことをお伝えしておりますので、それを踏まえる中で、また御検討されていくものと考えております。

笹木慶之委員長　ちょっと私のほうがつけ加えておきますが、我々が大学の中に入って、こういった議論をするわけにいかないんですよ。行政として大学に物申す場合には、部長を通してというふうになると思いますから、だと思いきるとかいう形ではなしに、きちんと整理された形で処理されないといけないと思います。一応私のほうから申し上げておきます。

伊場勇委員　このプロポーザルについては、評価調書の公表をなかなかしてくれないじゃないですか。しないような形になって、その理由として、参加された業者、選定されなかった業者が利益を害する恐れがあると。その一言がなかなかよく理解できないんですよ。どういった場合に、その利益を害すると。市に準じているのであれば、監理室にお聞きするしかない。それについてはもう1回確認させてください。

井上監理室長 正当な利害を害する恐れというところですけど、これについては、例えになってまた申し訳ないんですけど、例えば、プロポーザルで応募された案件の工事や業務委託をきちんとやり遂げられるだけの実力のある企業が応募されて、知っている業者だったら、ここもここも、この工事ぐらいだったらちゃんとできると思う業者、私なら業者を知っていますので分かりますけれども、たまたまプロポーザルで選定されたら、差がついていたと。A、B、Cで当選に落ちたというのがついていたというところで、その選定結果、公表選定内容については、当然私達は分からないです。多分、実力的にはどの会社も似ているのにとおもいますが、これが名前と点数だけ出た場合に、一般のその会社の実力を知らない会社はひょっとしたら誤解で、ひょっとしたらこの通った業者さんよりも、B、Cの会社は劣っているんだと。点数が付いているということは劣っているんだと理解されてしまうかもしれない。これが、正当な評価をされないという恐れがあるという解釈の根拠でございます。

伊場勇委員 もしかしてとか、ひょっとすると、とかいうことになってしまうと思うんですね。もう一つの観点からすると、2社公募されて、2社手を挙げられて、1社が選定されますよね。選定されなかった業者は、言ったら自分の点数は見るができますよね。ただ、選定されたほうの点数って見られないじゃないですか。自分がなぜ劣っていたのかとかも見るできませんよね。業者からすれば、劣っているのであれば、企業努力でそこをまたクリアにしていけばいい話になると思うんですね。何でその選定されたところも見られなくて、そこも何か利益を害する恐れがあるとか、その辺が何かよく分からないんですよ。

井上監理室長 それは全く違う観点です。プロポーザルというのは、基本的には自社の強み、ストロングポイントですよね。これが、いかにその対象事業にどう生かせるか。あるいは、プラスアルファの提案が、その仕様書に更なる上乘せ——発注者にとって、もっといいこと、同じ値段とか

になるとか、仕様書よりもどれくらい優れたものになるとか、あるいはコストがどれくらい下がるかとか、この辺りを上手に審査員に分かるようにプレゼンをして、点数につなげるというのがプロポーザルでございます。実力があっても、プレゼンがあまり上手じゃなかったら、やっぱりどうしても審査委員さんの評価は客観的評価ですから下がってしまいます。その中で、なぜ点数を出さないかと言いますと、そのストロングポイントをうまく表現できて、点数につなげるというのも、企業努力した結果だと思います。勝ったほうからすれば、自分たちの強みの部分を知らされて、その部分だけを切り取って強化されて、評価は下の業者が上がってきて、同レベルになったら、今までのその人達の企業努力が無駄に、もったいなくなるという解釈をするのではないかという解釈をしております。これは山陽小野田市の解釈ではなくて、インターネットでプロポーザルの異議申立ての審査委員会とかで出た例も幾つかあって、見られたかもしれませんが、そこはそうだとされる委員もいらっしやれば、いやそうじゃないだろうって言われる委員と分かれるところではございますが、県内で私どもが改正したときに参考にした自治体は、皆その部分について、やはりこれは企業努力をやっぱり尊重しなければならないのではないかということがありましたので、うちもそういう方針とさせていただいておるところでございます。

宮本政志副委員長　今の伊場委員の質疑と答弁に関係して、この審査委員というのは、そのプロポーザルの度に変わるんですか。それともある一定期間の間は、この方が審査委員ですよと決まっているんでしょうか。

井上監理室長　審査員はその度を選びます。内容に応じて、市の職員であったり、公募だったり、専門の方を入れたりとか、いろいろなケースがあります。

宮本政志副委員長　市の職員の方はいいんですけど、その公募で来られた方の選任や、専門家の選任とかというのは、誰がその審査員に選んでいるん

ですか。決定権は理科大ですか。

大谷大学推進室長 理科大のほうにつきましては、教職員の方がされていると。私どももはっきりとその審査員を見せていただいたことはございませんが、聞くところによると、教職員であると私どもは認識しております。

宮本政志副委員長 なかなかこういうのはシビアで、お手盛りになったら、基本的にはいけませんしね。この要望書のこの部分を読んでもと、ひよとしてそのプロポーザルの採点のときに、不正か何かないとは思うよ。だけど、もしその審査の中で、どこかの企業を優先してというような不正があったら本来いけませんよね。これはもう犯罪ですよ。だけど公表すれば、どここの企業に今回決まったけど、ここはどう見てもうちのほうがこうなのは何でこんな点がというようなことも踏まえておっしゃっているのかなと僕はそう受け取ったんですよ。その部分をね。だから、ある程度やっぱり公表できるところは、正々堂々と不正なんかないんですよ、ちゃんと審査していますよとかという意味も踏まえて、今後できるのであれば、公表に向けて、と検討していただきたいなとは思っていますけどね。部長、いかがですか。

大谷大学推進室長 宮本委員がおっしゃられたとおり、原則公表という形が行政の情報であろうと考えております。公平公正に税金が使われたかということになります。先ほど、監理室長からもお話がありましたが、私どもも今回の件がありましたので、ネットなどでいろいろと見てみたんですが、全部公表しているところも若干、東京都のどこかにありましたし、配点も全て出して、業者名も全て出しておるといところもあります。多分、黒塗りというか、公表していないのは、本当に個人の企業の独自の強みとかそういったところなど、法人情報のそういったところはないですけど、点数とかそこは全部出しているところもございますので、先ほども言われたみたいに損なわれるか、それがどうかということではなくてもう蓋然性といいますか、それがもう確かなことということ

での判断になろうかなということも考えておりますので、それにつきましても含めて、大学のほうで、情報についてどういった取扱いをしていくかということは、しっかりと検討していただきたいと考えておりますので、この本日のこの議会につきましても、大学のほうには伝えていきたいと考えております。

前田浩司委員 先ほど審査員評価委員について、市の職員、公募、専門という話がありまして、この専門の中には、例えば学識経験者っていう方はいらっしゃるんですか。

井上監理室長 プロポーザルの内容によって、学識経験者を入れる場合があります。たしか、そういうケースがあったのを記憶しております。個別いろいろ審査員の選び方というのはあると思っております。

前田浩司委員 今、学識経験者という話がありましたので、例えば、どういった条件のときに、学識経験者の方を審査員として入れられるのか、もしお分かりであればお教えていただきたいです。

笹木慶之委員長 前田委員、その辺はちょっと。今日はこの要望の趣旨にのった議論をしていただきたいと思います。

矢田松夫委員 先ほど審査委員会の設置について回答があったんですけど、もう1回確認しますが、その業務の都度、審査委員会を設置するということがいいんですかね。そこが一番大事なんですね。その方が、後者選定の理由を述べるわけですから、結論を出すわけですから、非常に大事なところですね。その都度ですね。いいですか。

井上監理室長 当然、重なる方もいらっしゃいますけれども、そのプロポーザルを始める前に、その都度、委員さんはこういうふうにしたいということで各課で決裁を取っておられます。

矢田松夫委員 重なるというのは、例えば専門知識を持っている方が、この次も審査委員会の委員になるということの理由でいいんですか。

井上監理室長 そちらというよりは、むしろ市の職員の中で、例えばですけども、建設部長が今度、プロポーザルの審査にもなるけれども、こっこのプロポーザルにも選ばれたという意味での重なるという意味でございます。

笹木慶之委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは次に参ります。もう一度委員にお願いしますが、要望書の回答ということでの質問をお願いします。最後の項目ですが、山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注すると断定されておるわけですが、前回の回答では、市が行うと手続等で工事が長くかかる、あるいは必要な時期までに検収が難しい。そういったことも含めて、状況に応じて、それは選択してやるという回答がありました。したがって、これからの工事は全て大学がすると決めているわけではありませんということでありましたが、そういった方向性でよろしいのでしょうか。

大谷大学推進室長 大学が発注すれば、工期が短くなるという御説明をしたと思いますが、ちょっとそのときに念頭にありましたのが、大学のグラウンドの整備の関係で、本来市がやる所を大学に、薬学部の大学の設置のために、それまでにグラウンドを造っておきたいということで、その中で、市がすると、設計で予算を取って、また設計ができた後に、また工事費についての予算を取りにいくと。大学であれば大学の予算があれば、もうそのまま設計と施工を別にしても、そのまますっも行けるので。実際の工事、きちんと土を掘るとか、何とかする工事については、大学がやろうと市がやろうと、さほど変わることはないと思います。適切な工期を取って行うということでございますので、工事をするに当たっての予算取りとか、議会での手続とかあれば、そこが大学は省けるん

で、全体的にできるまでの期間が短く済むということでございます。ですから、単純に大学が発注すれば全部の工期が短くなるということではございません。私の説明不足で申し訳ございませんでした。あと、大学の関連する施設の整備とかの工事につきましては、前回申し上げましたとおり、必ず、大学がすると決まってやっておるわけではございませんので、その時々、大学と協議をして、どちらが進めたほうがより円滑に進むかということを進めてまいりたいと考えております。

笹木慶之委員長 先ほど私が乱暴なまとめ方しましたので、失礼しました。確かにグラウンドに限定して発言しておられます。これは申し上げておきます。それでまとめとすれば、そのときに、大学と協議をして、その中でどちらが進めたほうがよりよいとかということの方角として決定するということですね。

中岡英二副委員長 今、大学側と協議してと言われましたが、この大学側にそういう担当の担当課があるのか、それとも専門の職員さんがいるのかお聞きします。

大谷大学推進室長 大学と話をするときにはそういった担当部署もございまして、職員の方もいらっしゃいますので、それは大学が、どなたと協議をしてくれというふうになるかと思っておりますので、基本的には、大体の工事の時には理事長とか学長とか、そういった方がおられる中で最終的な決定をしております。

中岡英二副委員長 その決定は理事長がされると思いますが、具体的な話の場は、どういう課の方がやられて、そういう専門の方がおられるんですか。

大谷大学推進室長 施設の整備につきましては、大学の部署で施設管理課というのがございまして、そこの方たちと実際の実務的なものにつきましては、協議をいたしますし、当然、理事長とか部長とか、大学に入られ

る中で当然その担当部署も入っておられますので、最終的には市と大学が協議をして、私どもも市長まで上げてこういうふうにさせていただきたいということで、決定をしております。

伊場勇委員 そのグラウンドの整備にしても、設計から全て今回プロポーザルでやったのかと思いますが、きちんと見られる職員が大学側にいるかどうかという話だと思うんですよ。プロポーザルだとしても、適正な工事かどうかなど、その辺について、大学側に専門職員がいるのかどうかという。担当するのはどこの課でもできると思うんですが、細かいチェックができる職員がいたかどうか。それについてはどうですか。

大谷大学推進室長 正直に申し上げますと、グラウンドの整備のときにつきましては、建築士は大学にはいらっしゃいましたが、土木の技術職の方はいらっしゃいませんでした。その中では、市のほうでもいろいろと大学からこういった問合せがあれば、市の大学推進室の中にも技術職員が配置されておりますので、そちらのほうと協議相談する中で、進めていったということでございます。大学は、今年度からたしか1人土木系の技術職が入られました。そうは言ってもまだ人数的には不足するかもしれませんので、そこはまた大学推進室と大学等で連携をして進めてまいりたいと考えております。

矢田松夫委員 基本的に、要望者が出されたのは、一括してもう市役所でやってくれということですが、先ほどの回答でいうと、いわゆるケースバイケースで対応していくと。状況に応じて変化していくという非常に曖昧な回答に終始するということは、この要望者の要望にはそぐわないんじゃないかと思う。非常にいいかげんとは言わないよ。ケースバイケースだから。その辺を一本にきちんとできないものですかね。

大谷大学推進室長 どちらが発注するかにつきましては、特段、それをはっきりさせる必要があるのか、ないのかということでございますが、特に私

は今ここではっきりさせる必要ないと思っております。実際に事業を進める中で、どちらが実施したほうがいいのかということは、それぞれお互いに、大学と市が協議して決めていくということで特には問題ないと思っております。実際に言えば、大学が使われる施設ということで、教育研究機関、また高校とかと違って、専門的な建物等になりますので、工事を円滑に進めるのであれば、大学が主になって進められていくということがいいのかなとは思いますが、そういったことを抜きにして、それぞれのケースによって、きちんと協議をして決定をしていきたいと考えております。

矢田松夫委員　ということになると、責任の所在というのかね。責任の所在も非常にあやふやになってくるということは想定されませんか。

大谷大学推進室長　責任の所在というのがちょっとよく分からないんですが、それぞれ事業を実施するに当たりましては、きちんと関係法令に基づいて実施し、また契約約款に基づいて実施しておりますので、その中でどこに責任があるかというのは、はっきりしてくるものと考えております。

伊場勇委員　この理科大については、市の税金が使われていることになっておりまして、そこだと思えますよ。市民の税金を使うに当たって、本来なら、市が設計から慎重に、工事の内容とか計画を入札して、慎重にやる手はずがあるわけで、それは、やっぱり大事なお金だから、きちんと間違いがないように進めていくやり方ですよ。そういう意味合いもあると思えますよ。だから、その大学が一気にぼんとお金使う、一気に発注するというと、同じ税金の使い方として特別感がやっぱり出てしまわないじゃないですか。多分、今回のグラウンドは、その計画の段階で、ばたばた事が進んでいって、仕方なくこうなってしまったと僕は認識していて、もちろんその計画はきちんとしていけば、市で作ってもよかつたんじゃないかなと思うんですけど、その点についてどう思われます。

大谷大学推進室長 これは、税金が使われておるといことですし、また、税金が使われてなくても、通常の学校法人であっても、学生から納入していただいた納付金などございますので、それは適切に使う必要があると、使われなければならないと考えておりますので、そこはきちんと大学も一つの法人でございますので、そこはしっかりと組織の中で関係法令、また、規定に基づいてしっかりと対応されておると考えておりますので、市がやったから絶対大丈夫。大学だから不安ということではなくて、大学もきっちりと精査されている中で、税金という認識を持っておられますので、そこは間違いなくされておられると認識はしております。

伊場勇委員 今後、基本的には市がやる方向なんですか。それとも大学にもう全てお願いするんですか。

大谷大学推進室長 これは先ほどからの繰り返しになりますけど、今、大学の施設の整備がかなり詰まった段階で、いっぱい工事があるんですけど、通常一段落すれば、そんなに施設の整備とかいうことはないとは思いますが、先ほどから繰り返しになりますが、それぞれの工事が必要であれば、そのときに、市と大学がしっかりと協議をして、どういう進め方をすればいいのかというのを決めていくということと、あと、令和4年度には施設整備の補助金という、補助金の要綱も作って、令和4年度から、グラウンド等については、補助金を市から出すということにしております。これは、市独自の対応ではなくて、これは多くの公立大学法人でできているものでございますので、他の公立大学においても、法人が工事を実施しておると。それもプロポーザルや、入札でされておるといことですので、そこはしっかりとこの法人についても、税金を使うという認識はしっかりあると思います。そこは間違いなく適切に使われておると認識をしております。

笹木慶之委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは一通り終わりましたが、もう一度、何か漏れがあれば、発言をお願いした

いと思いますが、よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは執行部の皆さん、どうもお疲れ様でございました。ここでしばらく休憩といたします。

午後 3 時 1 5 分 休憩

午後 3 時 2 8 分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて審査会を再開いたします。先ほど執行部のほうからの出席を求めて、長時間にわたって、いろいろ意見を交わしましたが、要望書に基づいた取扱いといたしますか、おおむねは大体、確認できたんじゃないかなと思います。今後の取扱いですが、皆さんいかがいたしましょうか。

宮本政志副委員長 取りあえず今日の議事録ができれば、もともとこれは担当委員会は総務文教常任委員会なので、ただ、産建と連合は何回かしておりますから、藤岡委員長のほうと総務文教常任委員会のほうで1回、今日の議事録も踏まえて、まとめを作って。そのまとめをしてから、総務のほうで、当然これ回答のほうもしていけないといけませんから、それをまとめていく方向で。ただし、随時、産建の委員の方々には事務局のほうからメール等で確認していただいて、もしそのときにまた連合の必要があれば、連合審査会を開いたほうがいいんでしょうけど、もしなければ、もうこのまま産建の皆さんが、総務にこれ以降お任せしていいですよと判断していただければ、あとは総務のほうで取りまとめたほうがいいのかと思うんですけど、いかがでしょう。

笹木慶之委員長 今、そのような意見ございましたが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、取りあえずこの今日の議事録といたしますか、審査の内容ができ上がってきて、それをよく精査をして、そして藤岡委員長は大変御面倒かけますが、一

緒に協議に乗っていただいて、総務のほうで取りまとめながら、そして、場合によれば、皆さん方に意見を聞くし、それからもちろん情報は出したいと思いますが、そういった形で精査していきたい。最終的には総務文教常任委員会が責任持ちますので、その方向性でいくと。ただし、もし何か隘路^{あい}があつてね、ここだということであれば、また改めて連合審査を開催するという方向性でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、そのように決定させていただきます。今日は大変長時間にわたってありがとうございました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。これで本日の連合審査会は終了いたします。

午後 3 時 3 1 分 散会

令和 5 年（2023 年）4 月 7 日

総務文教常任委員長 笹 木 慶 之